

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目№	5	提案日	第 5 回 協議会	確認日	第 6 回 協議会
			平成 1 6 年 1 1 月 1 6 日		平成 1 6 年 1 1 月 2 9 日
協議項目	地域内分権（地域自治組織、地域審議会、総合支所等）（その 3）			関係項目	
調整方針(案)	市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 5 条の 5 の規定による「地域自治区」は、別紙協議書のとおりとする。			協議結果	方針案のとおり
関係資料					

参考

1 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 5（地域自治区）に関しては、合併協議会による協議をいただいた後、廃置分合についての議決と同時に、各市町村の議会において議決が必要です。

2 伊那市の区域に設置する、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 202 条の 4 の規定による「地域自治区」の詳細は、地域の実情を考慮する中で、合併時まで調整します。

協議経過概要

9 月 2 4 日 第 2 回協議会 協議第 1 0 号提案 地域内分権
「地域内分権は地域内分権検討小委員会において検討する」

1 1 月 2 日 第 4 回協議会 地域内分権検討小委員会の検討結果報告
協議第 1 0 号（継続）地域内分権（その 2）
「地方自治法による地域自治区を合併前の伊那市の旧町村単位（7 区域）に設置」
「合併特例法による地域自治区を合併前の高遠町、長谷村の区域ごとに設置」
「行政組織は総合支所方式とする」

高遠町及び長谷村における地域自治区の設置についての協議書（案）

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「法」という。）第5条の5の規定に基づき、合併前の高遠町及び長谷村の区域ごとに、当該区域を対象とする地域自治区（以下「地域自治区」という。）を設置する。

（地域自治区の名称及び区域）

第2条 地域自治区の名称及び区域は、次のとおりとする。

名 称	区 域
高 遠 町	合併前の高遠町の区域
長 谷	合併前の長谷村の区域

（設置期間）

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

（事務所の位置等）

第4条 地域自治区に事務所を置く。

2 事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

事務所の名称	位 置	所 管 区 域
高遠町総合支所	合併前の高遠町役場の位置	合併前の高遠町の区域
長谷総合支所	合併前の長谷村役場の位置	合併前の長谷村の区域

（所掌事務）

第5条 地域自治区の事務所（以下「総合支所」という。）が所掌する所管区域内の事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住民生活に直結した各種窓口業務、保健・福祉サービス等に関すること。
- (2) 総合支所の庶務経理及び施設の維持管理に関すること。
- (3) 農林・観光・建設・上下水道施設等の維持管理及び一定基準内の整備に関すること。
- (4) 地域の特性を生かした地域づくり、従来から継続する個性ある施策の実施その他地域振興の推進に関すること。
- (5) 地域組織の振興施策の推進、住民自治支援等に関すること。
- (6) 地域協議会に関すること。
- (7) 全各号に掲げるものの他、総合支所及び地域協議会において所掌することが適当と認められる事務

2 前項の所掌事務に関する個別具体的な取扱いについては、本庁の事務との兼ね合いを考慮し、市長が別に定める。

（区長の設置）

第6条 法第5条の6第1項の規定により、区長を置き、総合支所長と称する。

2 区長の設置期間は、合併の日から10年以内とする。

3 区長の任期は、2年とする。ただし、再任されることが出来るものとする。

4 区長は、〇〇市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び当該地域自治区の区域内の公共的団体等と緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。

(地域協議会)

第 7 条 地域自治区に、地域協議会を置く。

(地域協議会の所掌事務)

第 8 条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、答申するものとする。

(1) 事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、地域自治区に係る次に掲げる重要事項について、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市建設計画の執行状況及び変更に関する事項。

(2) 新市の基本構想及び各種計画の策定又は変更に関する事項。

(3) 合併協議項目の合意事項の履行及び見直しに関する事項。

(4) 予算に関するもので重要と認められる事項。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

3 市長その他の市の機関は、前 2 項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織)

第 9 条 地域協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 当該地域自治区の区域内の公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員は、非常勤特別職とする。

(任期等)

第 10 条 委員の任期は、4 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、当該地域自治区の区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(地域協議会の会長及び副会長)

第 11 条 地域協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任するものとする。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

(地域協議会の会議)

第 12 条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、当該地域協議会の委員の過半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開するものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、地域協議会に諮って、会議を公開しないことができる。
- 6 前項の規定による会議の公開に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(関係者の出席)

第13条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第14条 委員等に、報酬及び費用弁償を支給する。

2 会長、副会長及び委員には年額による報酬を支給する。

3 報酬及び費用弁償の支給方法等については、〇〇市(町村)特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例(昭和〇〇年〇〇市(町村)条例第〇号)の例による。

(庶務)

第15条 地域協議会の庶務は、第4条に規定する事務所において処理する。

(補則)

第16条 この協議書に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。